

## 【輸入通関】-法規制：麻薬及び向精神薬取締法 FedEx での取り扱い

麻薬及び向精神薬取締法に基づき輸入について必要な取締りを行うため、麻薬向精神薬原料を輸入する場合は、法人・個人問わず各地方厚生局への届け出が義務づけられています。届け出が必要な貨物を輸入する場合は、お客様自身で手続きをしていただき、必要書類を揃えた上で通関前に弊社へご提出していただくこととなります。

### 【業としての輸入】

- 輸入する麻薬向精神薬原料の品目が記載された麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書の提出をお願いいたします。
- 特定麻薬向精神薬原料を輸入される場合は上記に加え、その都度厚生局受理印が押印された麻薬等原料輸入届の提出をお願いいたします。

### 【業以外での輸入】

- 各原料に定められた量以上の輸入：厚生局受理印が押印された麻薬等原料輸入届の提出をお願い致します。
- 各原料に定められた量以下の輸入：麻薬等原料輸入届は不要ですが、厚生局の受付印が押印された誓約書等の提出が必要になる場合がございますので、必ず管轄する各地方厚生局に確認をお願いいたします。

### 【注意事項】

- 麻薬向精神薬原料に該当する品目又は各原料に定められた量は、各省庁へご確認いただきますようお願いいたします
- 確認・手続き先は輸入をされる営業所の所在地を管轄する地方厚生局となりますのでご注意ください。各都道府県の管轄厚生局は以下の通りです。
  - ✓ 北海道厚生局：北海道
  - ✓ 東北厚生局：青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
  - ✓ 関東信越厚生局：茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県
  - ✓ 東海北陸厚生局：静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、岐阜県
  - ✓ 近畿厚生局：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
  - ✓ 中国四国厚生局：岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
  - ✓ 四国厚生局：香川県、愛媛県、徳島県、高知県
  - ✓ 九州厚生局：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

参考資料・情報リンク

関東信越厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>

関東信越厚生局“麻薬等原料の業務届出”

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/matori/genryou.html>

近畿厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>

近畿厚生局“麻薬向精神薬原料輸入（輸出）手続きについて”

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/mayaku\\_torishimari/todokede.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/mayaku_torishimari/todokede.html)

厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ

<https://www.ncd.mhlw.go.jp/index.html>